

令和6年8月通常会議

議案第114号

大津市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

令和6年9月17日
都市計画部 建築指導課

1. 改正の背景

○建築基準法の改正

建築基準法の改正が含まれた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」が令和6年6月19日に公布されたため、関連する大津市手数料条例の改正を行う。

条例改正に関わる事項としては、国・県等が建築を行う際の手続きを定めた建築基準法第18条に、民間の指定確認検査機関で行う手続きに関する項が追加され、以下のとおり項ずれが生じたもの。

●手数料条例改正の対象となる法律の条項

・建築基準法第18条

条項内容	旧	新
工事が完了した旨の通知	第16項 →	第20項
工事が特定工程に達した旨の通知	第19項 →	第28項
検査済証が交付されるまでの建築物の使用制限	第24項 →	第38項

2. 改正内容

○大津市手数料条例の改正内容

●改正箇所・要旨

- ・ 条例 別表（第2条関係）18 建築物の確認等（4）～（12）
- ・ 法改正により繰下げが生じた項を引用している、大津市手数料条例の関連部分について所要の整理を行う。

●施行日

条例の公布日又は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に定める施行日（**法律の公布日から6か月内**）のいずれか遅い日から施行する。

※金額に関する改正はなし

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
第1条 ～ 第9条 省略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の大津市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。 (志賀町の区域の編入に伴う経過措置) 3 志賀町の区域の編入の日前にした志賀町使用料および手数料条例(昭和42年志賀町条例第26号)に違反する行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。 <省略> 附 則(令和6年3月25日条例第11号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>新 規</u>	第1条 ～ 第9条 省略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の大津市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。 (志賀町の区域の編入に伴う経過措置) 3 志賀町の区域の編入の日前にした志賀町使用料および手数料条例(昭和42年志賀町条例第26号)に違反する行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。 <省略> 附 則(令和6年3月25日条例第11号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則(令和6年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)第7条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</u>

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
別表(第2条関係) 1～17 省略 18 建築物の確認等 (1)～(3) 省略 (4) 第7号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 (ア～イ 省略) (5) 第8号に規定する建築設備以外の建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 34,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (6) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 27,000円	別表(第2条関係) 1～17 省略 18 建築物の確認等 (1)～(3) 省略 (4) 第7号に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 (ア～イ 省略) (5) 第8号に規定する建築設備以外の建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 34,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (6) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 27,000円

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
(7) 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 (ア～イ 省略) (8) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 32,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (9) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法<u>第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 (金額表 省略) (10) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 25,000円(小荷物専用昇降機については、15,000円)	(7) 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 (ア～イ 省略) (8) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 1件につき 32,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (9) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法<u>第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 (金額表 省略) (10) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査申請又は同法第87条の4において準用する同法<u>第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 25,000円(小荷物専用昇降機については、15,000円)

大津市手数料条例(平成12年条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
(11) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 17,000円 (12) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は<u>第18条第24項</u>(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (13)～(64) 省略 19～60 省略	(11) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査申請又は同法第88条第1項において準用する同法<u>第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 1件につき 17,000円 (12) 建築基準法第7条の6第1項第1号又は<u>第18条第38項</u>(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円 (13)～(64) 省略 19～60 省略